

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

告示

- 福島県後期高齢者医療広域連合を組織する団体数の減少及び規約の変更について許可した件 七六
- 産業廃棄物処理施設変更の許可の申請があった件 七六
- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 七六
- 生活保護法による指定医療機関の名称を変更した旨届出があった件 七六
- 生活保護法による指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった件 七六
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 七六
- 生活保護法による指定医療機関の事業を休止した旨届出があった件 七六
- 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件 七六
- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 七六

告示

福島県告示第八百四十九号

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 七九
- 患者又は疑似患者の発見について届出があった件 七九
- 土地改良法により換地計画を定めたい件二件 七九
- 道路の区域を変更する件 七九
- 道路の供用を開始する件 七九
- 廃川敷地等が生じた件 七九
- 免許証を無効とする件 七九
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件四件 七九
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件二件 七九
- 産業廃棄物処理施設等設置事前協議書の提出があったので公告する件 七九
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者を指定した件 七九
- 福島海区漁業調整委員会 七九
- 漁業法によりひらめの採捕等について指示する件 七九

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九十一条の二第一項の規定により、福島県後期高齢者医療広域連合長から申請のあった福島県後期高齢者医療広域連合を組織する団体数の減少及び規約の変更について、平成二十年四月一日付けで許可した。

平成二十年十二月十九日

福島県知事 佐藤 雄平
(市町村行政課)

福島県告示第八百五十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号。以下「法」という。)第十五条の二の五第一項の規定により産業廃棄物処理施設を変更しようとする者から許可の申請があったので、次のとおり告示する。その申請書及び法第十五条の二の五第二項において準用する法第十五条第三項に規定する当該産業廃棄物処理施設を変更することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を、平成二十年十二月十九日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
日進クリーン株式会社 代表取締役 両角 真人
福島県福島市飯野町青木字石高山四番一
- 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所
福島県福島市立子山字小林山三三
- 三 産業廃棄物処理施設の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第十四号に規定する安定型最終処分場
- 四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
 - 1 廃プラスチック類
 - 2 金属くず
 - 3 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
 - 4 ゴムくず
 - 5 がれき類
- 五 申請年月日
平成二〇年一月二八日
- 六 縦覧場所
 - 1 福島県県北地方振興局県民環境部環境課
 - 福島県福島市杉妻町五番七五号
 - 2 福島市清掃管理課
 - 福島県福島市北五老内三番一号

(産業廃棄物課)

福島県告示第八百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。
平成二十年十二月十九日

福島県知事 佐藤雄平

名称	所在地	指定年月日
遠山眼科医院	河沼郡会津坂下町字五反田一二五二一	平成二〇年一月一日
医療法人梨の樹会天栄クリニク	岩瀬郡天栄村飯豊字上原三二	同
浜通りふれあい診療所	相馬市沖ノ内一―二一〇	同 年一月一日
館岩あおい眼科	南会津郡南会津町松戸原一六三館岩保健センター内	同 年二月一日
鶴ヶ丘薬局	伊達市梁川町字内町四六	同
ベース薬局鏡石店	岩瀬郡鏡石町本町二〇一	同 (社会福祉課)

福島県告示第八百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届出があった。
平成二十年十二月十九日

福島県知事 佐藤雄平

名称	変更前	変更後	所在地
村岡整形外科医院	村岡整形外科医院	村岡整形外科医院	福島市松川町字天王原八九

(社会福祉課)

福島県告示第八百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等

の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった。
平成二十年十二月十九日

福島県知事 佐藤雄平

名称	変更前	変更後	所在地
訪問看護ステーションささや	福島市北沢又字成出一六	福島市北沢又字成出二三	福島市北沢又字成出二三

(社会福祉課)

福島県告示第八百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。
平成二十年十二月十九日

福島県知事 佐藤雄平

名称	所在地	廃止年月日
遠山眼科医院	河沼郡会津坂下町字東南町裏甲三九八三	平成二〇年九月三〇日
天栄クリニク	岩瀬郡天栄村飯豊字上原三二	同
清和神経科クリニク	福島市置賜町八一三〇カスタムビル三階	同 年一月二日
高原歯科医院	双葉郡双葉町長塚字鬼木二五	同 年一月四日
コスモ調剤薬局鏡石店	岩瀬郡鏡石町本町二〇一	同 年一月三〇日

(社会福祉課)

福島県告示第八百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があった。

平成二十年十二月十九日

名 称 山崎歯科医院
所 在 地 南会津郡南会津町松戸原一五

福島県知事 佐藤 雄平

休止年月日 平成二〇年
四月一日

(社会福祉課)

福島県告示第八百五十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条で準用する同法第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

平成二十年十二月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

氏 名 住 所 大宮雅彦 福島市飯坂町湯野字 大宮接骨院 福島市飯坂町湯野字大 水口二〇

施術所名 施術所の所在地 指定年月日 平成二〇年 一月一日

銚子口三一―二

(社会福祉課)

福島県告示第八百五十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年十二月十九日から平成二十一年一月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び伊達市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年十二月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)リオン・ドール保原店 伊達市保原町上保原字金山三番地一ほか

二 法第八条第一項の規定により伊達市から聴取した意見の概要

意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

1 意見の提出者

個人八百四十六名

2 意見の概要

(一) 深夜の騒音、青少年の健全育成、自動車のライトの照り返し、事故防止の立場から午前一時までの営業を午後十時までに自粛すること。

(二) 中学生の通学路や地域住民の生活道路となっている、店舗(百円均一)南東角の交差点において、事故防止のために出店業者負担で、カーブミラーや横断歩道の設置を行うこと。

(三) 上保原農協支所前交差点の事故・交通渋滞防止のために、西側出入口の道路にセンターポールを設置し、出入口を左折専用にすること。

(商業まちづくり課)

福島県告示第八百五十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年十二月十九日から平成二十一年一月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年十二月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパースター谷川瀬A館 いわき市平谷川瀬字双藤町五十六番地一ほか

二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第八百五十九号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。

平成二十年十二月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

病名	畜種	患畜及び疑似患畜の区分	発見頭数	発見の場所	発見年月日	摘要
ヨーネ病	牛	患畜	一頭	福島市	平成二〇年 二月一日	命令殺
結核病	牛	疑似患畜	一頭	福島市	平成二〇年 二月一日	再検査

(畜産課)

福島県告示第八百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第二項の規定により、西側地区の県管区画整理事業に係る第1換地区の換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十年十二月十九日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十年十二月二十二日から
平成二十一年一月十六日まで
(二十六日間)
- 三 縦覧の場所
南会津郡南会津町役場伊南総合支所

(農地管理課)

福島県告示第八百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第二項の規定により、西側地区の県管区画整理事業に係る第2換地区の換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十年十二月十九日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十年十二月二十二日から
平成二十一年一月十六日まで
(二十六日間)
- 三 縦覧の場所
南会津郡南会津町役場伊南総合支所

(農地管理課)

福島県告示第八百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十年十二月十九日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
国道四〇号	耶麻郡西会津町下谷字中島乙三三六番一地从り 同 郡同 町下谷字沼新田乙二八五番二地先まで	変更前	六・五 一四・〇	二二七・五
		変更後	七・〇 一七・二	二二七・五

(道路計画課)

福島県告示第八百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十年十二月十九日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道一一八号	会津若松市神指町大字南四合字幕内一五四番一地从り 同 市神指町大字南四合字幕内一六二番地先まで 会津若松市神指町大字南四合字幕内一〇三番地先から 同 市神指町大字南四合字幕内九六番地先まで	平成二〇年十二月一九日

(道路計画課)

福島県告示第八百六十四号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。その関係図面は、福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県相双建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成二十年十二月十九日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 河川の名称 二級河川小高川水系北鳩原川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成二十年十二月十九日
- 三 廃川敷地等の位置

上流端南相馬市小高区羽倉字南沢百二十九番一地从先から下流端同市小高区羽倉字南沢百二十九番六地先まで、上流端南相馬市小高区羽倉字萩原一番二地从先から下流端同市小高区羽倉字萩原十一番七地先まで、上流端南相馬市小高区羽倉字萩原六番一地从先から下流端同市小高区羽倉字日向百六十番十地先まで、上流端南相馬市小高区羽倉字萩原二十六番一地从先から下流端同市小高区羽倉字萩原七十二番一地从先まで、上流端南相馬市小高区羽倉字萩原七十二番三地从先から下流端同市小高区羽倉字広谷地三十九番一地从先まで、上流端南相馬市小高区羽倉字広谷地三十八番一地从先から下流端同市小高区羽倉字川久保九十四番一番地先まで、上流端南相馬市小高区羽倉字南條原十六番二地从先から下流端同市小高区羽倉字南條原四十七番四地先まで、上流端南相馬市小高区羽倉字三斗時四十九番二地从先から下流端同市小高区羽倉字南條原五番四地先まで及び上流端南相馬市小高区羽倉字川久保九十五番一地从先から下流端同市小高区羽倉字川久保六十九番三地先まで

四 廃川敷地等の種類及び数量
 土地（河川管理施設を含む。） 四、六五五・八平方メートル

（河川計画課）

公 告

公告第六百三十八号

次の軽油引取税免税証については、平成二十年六月三日郡山市内において亡失した旨届出があったので、同日以降当該軽油引取税免税証は無効とする。

平成二十年十二月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

亡失した軽油引取税免税証の様式及び種類	番 号	枚 数
一 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二三三号）第一八条に規定する第三六号様式	F E 二八〇〇〇四三	二枚
二 同条に規定する第三六号様式 一〇リットル券	F F 二八〇〇〇九三	一枚
三 同条に規定する第三六号様式 一〇〇リットル券	F G 二八〇〇一八一	一枚
四 同条に規定する第三六号様式	F H 二八〇〇〇六一	四枚

二〇〇リットル券

F H 二八〇〇〇六一

（税 務 課）

公告第六百三十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十年十二月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十年十二月二日
- 二 名称
特定非営利活動法人 N P O ほうらい
- 三 代表者の氏名
小林 義明
- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市蓬萊町一丁目十番七号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、主に蓬萊地区とその周辺の住民に対して、暮らし全般に関する事業を行い、公益に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第六百四十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十年十二月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十年十二月五日
- 二 名称
N P O 法人おおくまスポーツクラブ
- 三 代表者の氏名
吉岡 孝雄
- 四 主たる事務所の所在地
福島県双葉郡大熊町大字夫沢字中央台八百五十一番地三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、総合型地域スポーツクラブとして活動し、不特定多数の地域住民に対して、スポーツ活動・文化活動の振興を図る事業を行い、地域住民の健康増進、地域

コミュニティの促進、豊かな高齢化社会の創造並びに青少年の健全育成など明るく豊かで活力に満ちあふれる地域社会の実現に寄与することを目的とする。
(文化振興課)

公告第六百四十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十年十二月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日
平成二十年十二月十日

二 名称

特定非営利活動法人国際学生支援協会

三 代表者の氏名

田川 浩久

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市瀬上町柳沼三十五番地六

五 定款に記載された目的

この法人は、海外の大学もしくはそれに準ずる教育機関で学んでいるものが日本の企業において、インターンシップ制度で研修を行う際のサポートに関する事業を行い、国際協力の活動に寄与することを目的とする。
(文化振興課)

公告第六百四十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十年十二月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日
平成二十年十二月十日

二 名称

特定非営利活動法人Commune with 助産師

三 代表者の氏名

草野 祐香利

四 主たる事務所の所在地

福島県いわき市小川町上小川字北赤沼四十六番地の二

五 定款に記載された目的

当法人は、特定非営利活動法人をはじめ市民及び市民活動団体、公益団体、公共団体、自治体、教育機関、企業等、地域社会を構成する個人、組織に対する支援事業及

び協働・連携事業を行うこと、及び公の施設の管理・運営を行うことによって、地域社会の振興並びに不特定多数のものとの利益の増進に寄与することを目的とする。
(文化振興課)

公告第六百四十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十年十二月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日
平成二十年十二月八日

二 名称

特定非営利活動法人ハートアイ郡山

三 代表者の氏名

涌井 一男

四 主たる事務所の所在地

福島県郡山市並木二丁目九番十

五 定款に記載された目的

この法人は、障がい者及び障がい回復途上者を対象に、郡山地域及びその周辺地域に根ざした自立支援、援助を提供することにより、働くことの大切さ、意義、喜びを教えるなどの障がい者の社会復帰に関する事業を行い、豊かで人間性あふれる健全な精神文化社会と穏やかに暮らせる地域社会づくりに貢献し、社会福祉事業に寄与することを目的とする。
(文化振興課)

公告第六百四十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十年十二月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日
平成二十年十二月十一日

二 名称

特定非営利活動法人ケアステーションゆうとぴあ

三 代表者の氏名

鈴木 絹江

四 主たる事務所の所在地

福島県田村市船引町船引字城ノ内十七番地

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第六百四十五号

福島県産業廃棄物処理指導要綱(平成二年福島県告示第三百三十八号)第十条第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設等設置事前協議書の提出があったので、同条第六項の規定により、次のとおり公告する。

平成二十年十二月十九日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 設置等予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
株式会社伏見材木店 代表取締役 伏見 俊一
福島県南相馬市原町区深野字館一三七番地の三
- 二 産業廃棄物処理施設等の設置等予定地区
福島県南相馬市原町区深野字館地内
- 三 産業廃棄物処理施設等の種類
廃プラスチック類の破砕施設兼木くずの破砕施設
- 四 産業廃棄物処理施設等の処理能力
四七・九二トン毎日(八時間)

(産業廃棄物課)

公告第六百四十六号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成二十年十二月十九日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象者
憩いの家	双葉郡楡葉町北田字鐘突堂三一二	社会福祉法人希望の杜福祉会	福島県いわき市平字北目町三九一〇	平成二〇年十二月一日	共同生活援助	知的障害者 精神障害者
ちいろ	いわき市平	特定非	福島県いわ	同	行動援護	知的障害者

ば

字菱川町二 一七菱川ビ ル二階	営利活 動法人 ゴール デンハ ープ	き市平字菱 川町五八	障害児 精神障害者
-----------------------	--------------------------------	---------------	--------------

(障がい福祉課)

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第七号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、ひらめの保護増殖を図るため、ひらめの採捕等について、次のとおり指示する。

平成二十年十二月十九日

福島海区漁業調整委員会

会長 前田 幸徳

- 一 指示の内容
1 福島県海面において、全長三十センチメートル未満のひらめは、採捕してはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究のため採捕する場合は、この限りでない。
- 2 漁業を営む者又は水産動植物の販売若しくは加工を業とする者は、1の規定に違反して採捕されたひらめ又はその製品を所持し、販売し、又は加工してはならない。
- 二 指示の有効期間
この指示の有効期間は、平成二十一年一月一日から同年十二月三十一日までとする。